

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 小清水町、小清水町議会、小清水町選挙管理委員会、小清水町農業委員会、小清水町教育委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	90.8	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	111.7	%
全職員	76.8	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級、号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	—	%
本庁課長相当職	99.3	%
本庁課長補佐相当職	92.8	%
本庁係長相当職	94.8	%

(2) 勤続年数別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	103.6	%
31～35年	102.0	%
26～30年	90.0	%
21～25年	94.7	%
16～20年	—	%
11～15年	84.9	%
6～10年	131.2	%
1～5年	96.6	%

【説明欄】

- 給与の差異について、扶養手当等の各種手当において、世帯主や住居の契約者として男性職員による受給が多いことや、「任期の定めのない常勤職員以外の職員」である会計年度任用職員は、女性の任用が多いことから、相対的に女性職員の給与水準が引き下がるなどの傾向から差異が生じています。
- 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」のうち、地方公務員法第22条の2第1項第1号の職員については職種で勤務形態が不規則であることが多いため算出の対象から除外している。
- 勤続年数「16～20年」は女性職員がいないことから算出は不可であるため未記載としている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公共の対象となる年度までの年度単位で算出している。